



今月のテーマ

睡眠不足に起因する事故の防止対策について

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者（以下「事業者」という。）の意識を高めるため、平成30年6月1日（金）から睡眠不足に起因する事故の防止対策が強化されました。今回はその強化にあたり、よくある質問をまとめましたので、参考にしながら自社の取り組みに活かしましょう。

Q1 今回の改正で、点呼時に新たに睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認することになったということですか。その目的はなんですか。

これまで事業者が運転者を乗務させてはならない事由として省令上「疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある」と規定されており、その「その他の理由」には睡眠不足が含まれていることを通達で示していましたが、今回の改正においてこれを省令上明記するとともに、通達を改正し**点呼簿に睡眠状況の結果を記録すること**としました。これにより、**睡眠不足で運転をしてはならないことや睡眠不足による運転の危険性を事業者や運転者の方々に改めて認識していただき、居眠り運転による事故防止の一助としていただくことを目的**としています。



Q2 今回の改正により、点呼時に運転者に必ず前日の睡眠時間を聞かなければならなくなるということですか。

このたびの改正の趣旨は、運転者の睡眠不足に起因する事故を防止することですので、**睡眠時間だけに着目するということではなく、睡眠不足により安全に運転できないおそれがないかどうかを確認してください。**必ず睡眠時間を確認いただかなければならないものではございません。ただし、運転者一人一人の普段の睡眠時間を把握しておくことは睡眠不足により安全に運転できないおそれがあるか否かの判断材料の1つとなると考えられますので、参考として聞いていただくこともあり得ると思います。



Q3 睡眠不足の状況についてどのように点呼簿に記録すればよいですか。

点呼の際に睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かについて確認がなされ、その結果点呼簿に睡眠不足の状況が記載されているものであれば、**点呼簿の記録方法は問いません。**疾病、疲労等の状況と併せて1つの欄とし、疾病、疲労、睡眠不足等の状況について問題がないことを確認した結果としてチェックマークや「○」を記入いただいても結構ですし、疾病、疲労等の状況と分けて欄を設け、睡眠不足の状況について問題がないことを確認した結果として個別にチェックマークや「○」を記入いただいても結構です。なお、睡眠不足等の状況がわかるような記載であれば、チェックマークや「○」以外の記入方法でも結構です。**ただし、「7時間」など具体的な睡眠時間のみの記入ですと、結果として当該運転者が睡眠不足であったか否かが読み取れないため、別途睡眠不足等の状況についても記入してください。**



Q4 睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は、アルコールチェックと異なり数値で判断できるものではありませんが、どのように判断すればよいですか。

睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は、これまで行っていた**疾病や疲労により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断と同様に、運転者の申告の他、運転者の顔色、仕草、話し方も含めて普段の様子と違うところがないかどうか等から総合的に判断することとなります。**



発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問合せ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラバス